私立学校振興費（教育改革推進特別経費）補助金事務取扱要領（案）

|  |
| --- |
| （平成７年２月６日　総務部長決裁）  （平成８年３月12日　　　一部改正）  （平成９年３月21日　　　一部改正）  （平成10年３月16日　　　一部改正）  （平成11年３月13日　　　一部改正）  （平成12年３月14日　　　一部改正）  （平成13年３月12日　　　一部改正）  （平成14年２月20日　　　一部改正）  （平成15年３月12日　　　一部改正）  （平成16年１月20日　　　一部改正）  （平成17年３月７日　　　一部改正）  （平成17年３月14日　　　一部改正）  （平成17年４月５日　　　一部改正）  （平成19年２月２日　　　一部改正）  （平成21年２月27日　　　一部改正）  （平成21年10月30日　　　一部改正）  （平成25年３月27日　　　一部改正）  （平成26年６月24日　　　一部改正）  （平成28年１月４日　　　一部改正）  （平成28年12月７日　　　一部改正）  （平成30年２月23日　　　一部改正）  （平成31年２月８日　　　一部改正）  （令和元年12月27日　　　一部改正）  （令和３年２月２日　　　一部改正）  （令和　年　月　日　　　一部改正） |

１　取扱要領の趣旨

　　この取扱要領は、私立学校振興費補助金交付要綱（昭和37年岩手県告示第 482号。以下「要綱」という。）第２の２に基づき交付する補助金について、補助金の算定方法等の取扱いに関する細目を定め、補助金事務の適正かつ効率的な執行を図るものとする。

２　定義

　　この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

　(１) 幼稚園　学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条に規定する幼稚園（幼稚園型認定こども園を除く。）をいう。

　(２)　幼保連携型認定こども園　就学前の子どもの教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号。以下「認定こども園法一部改正法」という。）による改正後の就学前の子どもの教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「新認定こども園法」という。）第17条第１項の認可を受けた施設をいう。

(３)　幼稚園型認定こども園　認定こども園法一部改正法による改正前の就学前の子どもの教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第３条第１項又は第３項（保育所から構成されるものを除く。）若しくは新認定こども園法第３条第１項又は第３項の認定を受けた幼稚園をいう。

　(４)　認定こども園　幼保連携型認定こども園及び幼稚園型認定こども園をいう。

　(５)　幼稚園等　幼稚園及び認定こども園をいう。

　(６)　学校等　幼稚園等、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校をいう。

　(７) 特定教育・保育施設　子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第27条第１項で規定する特定教育・保育施設をいう。

　(８)　学校法人等　学校法人及び学校法人化のための努力をする幼稚園等の設置者をいう。

　(９)　幼児　小学校就学の始期に達するまでの者であって、満３歳以上の者をいう。

　(10)　一時預かり事業（幼稚園型）　支援法第59条第10号に規定する一時預かり事業のうち、幼稚園型に該当する事業をいう。

　(11)　地域子育て支援拠点事業　支援法第59条第９号に規定する地域子育て支援拠点事業をいう。

３　補助の対象となる学校等

　　要綱第２の２に定める別に定めるものは、次の各号のとおりとする。

　(1)　教育の質の向上を図る学校支援経費

　　　小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校であって、学校法人が設置するもの。

　(2)　子育て支援推進経費

　　①　預かり保育推進事業

幼児の預かり保育を行う特定教育・保育施設である幼稚園以外の幼稚園であって、学校法人等が設置するもの。ただし、市町村から一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）の委託等を受けている幼稚園を除く。

　　②　幼稚園等の子育て支援活動の推進

子育て支援活動の推進の取組みを行う幼稚園等であって、学校法人等が設置するもの。ただし、次に掲げる幼稚園等を除く。

　　　ア　市町村から地域子育て支援拠点事業の委託等を受けている幼稚園等

　　　イ　特定教育・保育施設である幼稚園等においては、平成26年度において別表１の２の(４)の補助金を受けていない幼稚園等

４　補助金交付の対象除外等

　　補助金交付の対象となった学校法人等のうち、法令の規定、法令の規定に基づく所轄庁の処分又は寄附行為若しくは定款に違反した学校法人等は、補助金交付の対象から除外し、又は補助金の額を減額することがある。

　　なお、減額の対象及び減額の範囲は別紙１のとおりとし、補助金交付の対象から除外された学校法人等に係る翌年度以降の補助金の取扱いについては、別紙２のとおりとする。

５　教育の改革に資するもの

　　要綱第２の２に定める教育の質の向上を図る特色ある取組や子育て支援を推進する取組（以下、「教育の改革に資するもの」という。）は、別表１のとおりとする。

６　補助金の算定

　　補助金は、教育の改革に資するものごとに、別表１に定める算定基礎単位に、同表に定める補助単価を乗じて得た額を合計して得た額とする。

　　ただし、小学校、中学校及び特別支援学校にあっては、同表に定める補助単価を上限とした額を合計して得た額とする。

７　補助金の交付時期

　　補助金の交付は、原則として３月全額前金払いとする。ただし、知事が必要と認める場合は、この限りでない。

８　提出書類

　　別表２のとおりとする。

別紙１

学校法人等における補助金の減額について

１　減額の対象

　(1)　法令の規定、法令の規定に基づく所轄庁の処分又は寄附行為若しくは定款に違反した場合

　(2)　破産手続開始の決定を受け、若しくは負債総額が資産総額を上回り、又は銀行取引停止処分を受ける等財政事情が極度に窮迫している場合

　(3)　学校法人等の運営上著しく適正を欠く収入、支出又は財産の運用がある場合

　(4)　会計処理その他事務処理が著しく適正を欠いている場合

　(5)　役員若しくは教職員の間又はこれらの者の間において、訴訟その他の紛争があり、学校法人等の運営の適正な執行を期しがたい場合

　(6)　教職員の争議行為等により、教育、研究その他の学校運営が著しく阻害され、その期間が長期に及ぶ場合

　(7)　補助金の申請書類等に、故意又は重大な過失により事実と異なる記載をしたと認められる場合

　(8)　その他事務処理体制又は管理運営が著しく適正を欠いている場合

２　減額の範囲

　(1)　５割の範囲内とする。

　(2)　前記１の各事項の一に該当する場合において、その状況が著しく適正を欠くため、補助金に係る事業の適正な執行を期しがたい場合又は補助金の交付の目的を達成することができないと認められる場合は、これを交付しないものとする。

　　　 なお、補助金の交付の決定又は交付があった後においても適用があるものとする。

別紙２

補助金交付の対象から除外された学校法人等に係る翌年度以降の補助金の取扱いについて

１　別紙１の２の(２)に規定する事由（別紙１の１の(２)に該当する場合を除く。）に該当することにより、補助金の交付の対象から除外された学校法人等（以下「補助対象外法人等」という。）については、当該措置を講じた年度の翌年度以降４年間、補助金を交付しないこととする。

　　ただし、補助対象外法人等が、当該事由に関し、改善に向けて自主的な努力を行い、かつ、その実績が顕著であって、当該法人等に対する補助金の交付が、補助の目的の有効な達成に資すると認められる場合は、補助対象外法人等とする措置を講じた年度の翌々年度以降、その取扱いの基準を緩和することができるものとする。

２　前記１ただし書の規定により、取扱いの基準を緩和された補助対象外法人等（以下「基準緩和法人等」という。）については、前記１の期間内に限り、４に規定する補助金の算定方法により算出した額に次の表に定める率を越えない範囲内の率を乗じて得た額を補助金として交付することとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 区　　　　　分 | 率 |
| 基準を緩和した年度 | ０．２５ |
| 基準を緩和した年度の翌年度 | ０．５０ |
| 基準を緩和した年度の翌々年度 | ０．７５ |

　　なお、補助金の交付に当たっては、知事が必要と認める書類の提出を求めることがある。

３　基準緩和法人等が、別紙１の２の(２)に規定する事由に該当することとなった場合、当該年度に係る補助金を交付しないこととし、その状況に応じ、前記１のただし書の規定による取扱いの基準を緩和する措置を取消すことができるものとする。

別表１

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 教育の改革に資するもの | | | | | | | | | | | |
| １　教育の質の向上を図る学校支援経費 | | | | | | | | | 算定基礎単位 | | 補助単価又は  補助上限 |
|  | (1)~~－ア~~  ~~多彩な人材の活用等による教育の推進（（1）－イを除く）~~  次世代を担う人材育成の促進 | グローバル人材育成のための英語教育の強化、国際交流の推進、数理・データサイエンス・ＡＩ教育等の推進~~ＩＣＴ専門員の配置などＩＣＴを活用した教育の推進、教員の負担軽減を図るための部活動指導員等の活用~~等の事業（次のいずれの要件も満たすものに限る）を行っている小学校、中学校、高等学校、特別支援学校であること。  ①教科担任の他に、専門性に特化した外部講師（ネイティブ・スピーカー等）を活用する等、教育の質の充実に資する取組であること。  ②原則として、授業が行われる期間に毎週１回以上の取組があること 。  ③１(2)から１(7)の取組に係るものは除く。 | | | | | | | 当該学校数 | | ~~取組数１つ~~  ~~600,000円~~  ~~取組数２つ~~  ~~1,200,000円~~  ~~取組数３つ以上~~  ~~2,000,000円~~  760,000円 |
| ~~(1)－イ~~  ~~多彩な人材の活用等による教育の推進（新型コロナウイルス感染症への対応による追加的人材の配置）~~ | ~~新型コロナウイルス感染症の影響による未指導分への補習等を行うための学習指導員等の追加的人材の配置を行っている小学校、中学校、高等学校、特別支援学校であること。~~ | | | | | | | ~~当該学校数~~ | | ~~1,000,000円~~ |
| (2)　次期学習指導要領に向けた取組の促進 | アクティブ・ラーニングの視点からの授業改善のための教員の資質・能力向上のための教員研修、学校におけるカリキュラム・マネジメントの促進、新たな教科に対応した教育方法の開発等の取組等の事業（次のいずれの要件も満たすものに限る）を行っている~~小学校、中学校、~~高等学校、特別支援学校であること。   1. 高等学校段階の取組であること。   ②全ての教員休業中の者を除く）の半数以上を対象とした取組があること 。 | | | | | | | 当該学校数 | | ~~560,000円~~  400,000円 |
| (3)　教育相談体制の整備 | スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の活用、不登校の生徒等の教育機会についての支援等の事業（次のいずれの要件も満たすものに限る）を行っている小学校、中学校、高等学校、特別支援学校であること。  ①有資格者（公認心理師 、臨床心理士、精神科医、社会福祉士、精神保健福祉士など）を活用した取組であること。  ②契約期間中、原則として 、児童生徒等による 毎月２回以上の活用実績があること。ただし、学校に常駐する等 、児童生徒等の希望に応じて、随時活用することができる場合は除く 。 | | | | | | | 当該学校数 | | 600,000円 |
| (4)　職業・ボランティア・文化・健康・食等の教育の推進 | 職業体験、ボランティア活動、伝統・文化体験、自然体験~~及び地域社会や産業界等との連携・協同、~~及び栄養教諭の活用など食に関する指導等の事業（１学年全員又は複数学年全員が、年に計３回以上の取組があるものに限る。なお、同一の取組を複数回行う場合も含む。）を行っている小学校、中学校、高等学校、特別支援学校であること。 | | | | | | | 当該学校数 | | ~~取組数２つ~~  ~~300,000円~~  ~~取組数３つ以上~~  ~~400,000円~~  260,000円 |
| (5)　安全確保の推進 | スクールバスにおける警備員（ガードマン）等の人員配置、登下校時における交通安全指導員等の人員配置、児童生徒等への講習会（防犯、防災、交通安全等）の実施、地域住民や地域関連機関等との合同防犯訓練等の実施等の事業（取組内容に応じて、次のいずれかの要件を満たすものに限る。① 人員配置の場合は、通学日の半分以上の日で取組があること 。② ①以外の場合は１学年全員若しくは複数学年全員が年に計２回以上の取組があること。なお、同一の取組を複数回行う場合も含む。）を行っている小学校、中学校、高等学校、特別支援学校であること。 | | | | | | | 当該学校数 | | 600,000円 |
| (6)　特別支援教育に係る活動の充実 | 専門的・実践的な知識を有する人材からの助言や研修の受講、特別な支援を必要とする児童・生徒の学習・生活・進学・就職等をサポート、特別な支援を必要とする児童・生徒のための教材等の活用等の事業（取組内容に応じて、次のいずれかの要件を満たすものに限る。① 助言や 研修の場合は、原則として、全ての教職員を対象に年２回以上の取組があること。② 支援体制の構築の場合は、契約期間中、原則として、児童生徒等による毎月１回以上の活用実績があること。ただし、学校に常駐する等、児童生徒等の希望に応じて、随時活用することができる場合は除く。③教材等の活用の場合は、原則として、授業が行われる期間に毎週１回以上の取組があること。）を行っている小学校、中学校、高等学校であること。 | | | | | | | 当該学校数 | | 560,000円 |
| (7)　外部人材活用等の推進 | （新型コロナウイルス感染症対策を含む）教員の負担軽減を図るための教員業務支援員、学習指導員、部活動指導員及びＩＣＴ専門員等の外部人材等の活用等の事業(次のいずれの要件も満たすものに限る。①追加的な人材の配置 により、教員の働き方改革や 学校活動の改善を図るものであること。②契約期間中、原則として、毎週１回以上の活用実績があること。③１(1)から１(6)の取組に係るものは対象外とする。)を行っている小学校、中学校、高等学校、特別支援学校であること。 | | | | | | | 当該学校数 | | 1,000,000円 |
| ２　子育て支援推進経費 | | | | | | | | | 算定基礎単位 | | 補助単価 |
|  | (1)　預かり保育 | 開園日の~~半分~~４／５以上の日数、１日２時間以上の預かり保育を開設する幼稚園であること。  ア　補助金額は、「１日平均預かり保育時間」（少数第２位以下切り捨て。）、「１日平均（２時間以上）の預かり保育担当教員数」（小数点以下切り捨て。）及び「１日平均（２時間以上）の預かり保育対象園児数」（小数点以下切り捨て。）を下表の区分に当てはめて得た額（基準単価と加算単価の合計額）とする。  イ　下表においては、各区分における担当教員数及び対象園児数の各要件を満たしていることを条件とし、そのうち一つの要件でも当該区分の要件を満たさない場合は、低い要件に該当する区分の額とする。 | | | | | | | 当該幼稚園数 | |  |
|  | ~~１日平均（２時間以上）の預かり保育担当教員数（１日平均（２時間以上）の預かり保育対象園児数）~~ | | | | ~~１日平均預かり保育時間が５時間未満~~ | | ~~１園あたりの補助単価~~ | | |
| ~~１日平均預かり保育時間が５時間以上の場合の１時間ごとの加算単価（ただし最大３時間まで）~~ | | |
| ~~１人（１日平均の預かり保育対象園児数１人～15人）~~ | | | | ~~＠1,400,000円~~ | | ~~（５時間以上６時間未満）~~ | | ~~＠200,000円~~ |
| ~~（６時間以上）~~ | | ~~＠400,000円~~ |
| ~~２人（１日平均の預かり保育対象園児数16人～30人）~~ | | | | ~~＠1,900,000円~~ | | ~~（５時間以上６時間未満）~~ | | ~~＠500,000円~~ |
| ~~（６時間以上７時間未満）~~ | | ~~＠700,000円~~ |
| ~~（７時間以上）~~ | | ~~＠600,000円~~ |
| ~~３人以上（１日平均の預かり保育対象園児数31人以上）~~ | | | | ~~＠2,400,000円~~ | | ~~（５時間以上６時間未満）~~ | | ~~＠640,000円~~ |
| ~~（６時間以上７時間未満）~~ | | ~~＠960,000円~~ |
| ~~（７時間以上）~~ | | ~~＠700,000円~~ |
| 基  礎  単  価 | | | 開園日の４／５以上の日数、１日４時間以上開設加えて18時以降（18時を含む）も開設 | | | | | | 1,400,000円 |
| 開園日の４／５以上の日数、１日４時間以上開設 | | | | | | 1,200,000円 |
| 開園日の４／５以上の日数、１日２時間以上から４時間未満開設の場合 | | | | | | 1,000,000円 |
|  |  | 加  算  単  価 | | |  | 預かり保育時間  ２時間以上から  ５時間未満／日 | | 預かり保育時間  ５時間以上から  ６時間未満／日 | | 預かり保育時間  ６時間以上から  ７時間未満／日 | 預かり保育時間  ７時間以上／日 |
| ― |  | | 300,000円 | | 800,000円 | 1,400,000円 |
| 預保育担当者数  ２人／日 | 500,000円 | | 1,200,000円 | | 2,100,000円 | 3,100,000円 |
| 預保育担当者数  ３人以上／日 | 1,000,000円 | | 1,940,000円 | | 3,200,000円 | 4,500,000円 |
|  | (2)　長期休業日預かり保育 | 長期休業日のうち10日以上の日数、１日２時間以上の預かり保育を開設する幼稚園であること。  ア　補助金額は、「１日平均の預かり保育担当教員数」及び「１日平均の預かり保育対象園児数」（いずれも少数点以下は切り捨て。）を下表の区分に当てはめて得た額とする。  イ　下表においては、各区分における担当教員数及び対象園児数の各要件を満たしていることを条件とし、そのうち一つの要件でも当該区分の要件を満たさない場合は、低い要件に該当する区分の額とする。 | | | | | | | | 当該幼稚園数 |  |
|  | | １日平均の預かり保育担当教員数（１日平均の預かり保育対象園児数） | | | | | |  |  |
| １人（１日平均の預かり保育対象園児数１人～15人） | | | | | |  | ＠160,000円 |
| ２人（１日平均の預かり保育対象園児数16人～30人） | | | | | | ＠440,000円 |
| ３人以上（１日平均の預かり保育対象園児数31人以上） | | | | | | ＠680,000円 |
| (3)　休業日預かり保育 | 休業日のうち19日以上の日数、１日２時間以上の預かり保育を開設する幼稚園であること。  ア　補助金額は、「１日平均の預かり保育担当教員数」及び「１日平均の預かり保育対象園児数」（いずれも少数点以下は切り捨て。）を下表の区分に当てはめて得た額とする。  イ　下表においては、各区分における担当教員数及び対象園児数の各要件を満たしていることを条件とし、そのうち一つの要件でも当該区分の要件を満たさない場合は、低い要件に該当する区分の額とする。 | | | | | | | | 当該幼稚園数 |  |
|  | | １日平均の預かり保育担当教員数（１日平均の預かり保育対象園児数） | | | | | |  |  |
| １人（１日平均の預かり保育対象園児数１人～15人） | | | | | |  | ＠300,000円 |
| ２人（１日平均の預かり保育対象園児数16人～30人） | | | | | | ＠700,000円 |
| ３人以上（１日平均の預かり保育対象園児数31人以上） | | | | | | ＠1,040,000円 |
| (4)　幼稚園等の子育て支援活動の推進 | 幼児教育に関する各種講座の開催、子育て支援としての未就園児の受入れ事業など、施設又は教育機能を広く地域に開放することを積極的に推進する私立の幼稚園等であること。 | | | | | | | | 当該事業の実施回数 | ＠ 40,000円  (ただし、幼  稚園又は幼保連携型認定こども園とも１園につき1,600,000円  を上限とする。) |

別表２

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 提　　　出　　　書　　　類 | 様　式 | 提出部数 | 提出時期 |
| （交付申請時）  １　私立学校振興費（教育改革推進特別経費）補助金交付申請書  ２　私立学校振興費（教育改革推進特別経費）所要額調書  ３　教育改革推進状況について  ４　収支予算 | 要綱で定める。  〃  別紙１  別紙２ | １部 | 別に定める。 |
| （前金払請求時）  私立学校振興費（教育改革推進特別経費）補助金前金払請求書 | 要綱で定める。 | １部 | 別に定める。 |
| （事業完了時）  １　私立学校振興費（教育改革推進特別経費）補助金実績報告書  ２　私立学校振興費（教育改革推進特別経費）支出済額調書  ３　教育改革推進状況について  ４　収支決算 | 別紙３  要綱で定める。  別紙１  別紙２ | １部 | 別に定める。 |